

## "TG93 Draft:

### Radiological Protection of People and the Environment in the Event of a Large Nuclear Accident"

#### に対する いち市民の意見

by 田島直樹 = 早川正美。映画『ヒロシマ・ナガサキ核戦争のもたらすもの／Hiroshima Nagasaki the Harvest of Nuclear War』監督、1981年、広島市・長崎市企画、岩波映画制作。げんざい、放射線被ばくを学習する会。

1. 核戦争による大規模な被ばく災害は、1945年最初にヒロシマで、2番目にナガサキで起こりました。世界の市民は今、3度目の核戦争災害を決して起させないように、核廃絶を要求し続けています。「核戦争との共存」を準備する「民間防衛 (Civil defense)」は望んでいません。

ヒロシマ・ナガサキの原爆投下そして日本が無条件降伏となる前、日本政府は「B29 が落とす焼夷弾は、火ばたきで簡単に消せる！」という、「民間防衛」を指導していました。また米ソ東西対立のさなか、米国防省は「地下シェルターによって核戦争を生き残ろう！」という「民間防衛キャンペーン」を繰り広げました。

2. 核発電所の大規模な被ばく災害は、1986年チェルノブイリ原子力発電所で、2011年3月11日福島第一原子力発電所で起こりました（以降「311大事故」という）。核発電所運用に伴う被ばくの極小化を事業者や当局に求めていたICRPは、徐々に豹変し、「3つの被ばく状況」を新たに設定することにより、例外的とはいえ大事故時における被ばくの大幅な許容を、事業者や当局にではなく被ばくを受ける人々に求めることとなりました。ICRPの目的や方向性が、「人類と核事業との共存」から「人類と核事故との共存」へと、変化したのです(Publ 103以降)。
3. Publ.103からPubl.109、Publ.111へ、そして当"TG93 Draft"への経緯は、「核事故との共存」をめざす「民間防衛」を、人々に要求することの具現化であり指針化の過程です。
4. "TG93 Draft"には、「ステークホルダー」「ダイアログ会議」「共同専門知」「放射線防護文化」など、ジャック・ロシャール氏がチェルノブイリの寒村で試みた「核事故との共存 = エートス運動」から生まれたキーワードが、フクシマで大きく花開いたかのように列挙され、架空の成功物語が描かれています。

5. その反面"TG93 Draft"には、事故以前から日本の当局が準備していた「防災指針」「緊急被ばく医療マニュアル」、そして現地住民の意思を放射線防護対策に反映させるための「合同対策協議会」などへの言及がありません。なぜでしょうか？ これらは当局が実行をサボタージュしたもののなので、準備されていたという事実まで抹消したかった、と察せられます。
6. "TG93 Draft"の最大の特徴は、Publ.109 が「重視すべき」と強調していた「トリガー」というキーワードの抹消です。ここに今回「改訂」の、真の動機が潜んでいるように思われます。
7. トリガー (Trigger) とは、Publ.109 の総括#p で  
初期段階の措置を開始するための設定、観測可能な発電所の状況、線量率、風向きなど設定  
と説明されています。日本では 311 大事故のずっと以前から「SPEEDI (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)」が運用されていました。これこそは当に、Publ.109 が強調していた「トリガー」の実体です。
8. 事故直後、当局が SPEEDI を意図的に無視したために、避難民は線量の高いところに滞在して余分な被ばくを受けるといふ損害をうけています。また、規定に従った安定ヨウ素剤服用が実行されなかったという損害を受けました。これらの損害は潜在的な確率リスクとして、人々の体内に蓄積しています。ICRP は、こうした事実こそ厳格に検証・評価すべき立場にあるのですが、その責務をサボタージュするために、キーワード「トリガー」をも「無かったこと」にしてしまったのです。
9. ICRP は 10 数年にわたる真剣な討議のすえ、1977 年の基本勧告 (Publ.26) で、「閾値なし線形モデル」を基礎とする①正当化、②最適化、③線量限度、この 3 つからなる「放射線防護体系」を確立しました。1990 年の基本勧告 (Publ.60) では、ヒロシマ・ナガサキ原爆線量の見直しにともない、線量限度を「1 年あたり 1 ミリシーベルト」と改め、世界中から歓迎されました。福島第一原発をはじめとする日本の原発では、最適化の要請にもとづいて境界地線量を線量限度の 1/20 である「1 年あたり 50 マイクロシーベルト」とし (線量目標値)、それが守られ続けたことが、原発立地を増やす原動力となっていました。
10. しかるに、311 大事故を経験した日本では、全く真逆の風潮を呈しています。「年 100 ミリシーベルトまでは身体影響はおこらない」とか、「1 年あたり 1 ミリシーベルトの線量限度は単なる希望的目標にすぎない」といった間違った言説が、政府当局によって振り撒かれています。日本人 ICRP 委員はそ

うした誤った言説を糾そうともしません。復興庁は『放射線のホント』を大量配布し、文部科学省は『放射線副読本』を生徒や保護者に配っています。上記 2 と 3 で述べたような ICRP の変節が、こうした風潮を助長しています。

11. "TG93 Draft"は、「放射線防護体系」と同じように①正当化②最適化といいつながら、これらの言葉の意味を全く逆転させています。「放射線防護体系」がいう①正当化②最適化とは、「被ばくの制約」としての正当化であり、最適化（極小化）です。ところが、"TG93 Draft"においては、「被ばく防護の制約」のためのものになっています。こうした逆転が、緊急時に限らず復興期にも続けて適用され、またフクシマのみならず日本全国にも適用するかのよう主張されています。

12. "TG93 Draft"は、天秤の受け皿で、放射線防護策の「益」の反対側の受け皿に荷するものとして、社会的・経済的・心理的影響の「害」を、ことさら強調しています。それらを強調すればするほど、放射線防護策の「益」は過小評価されていきます。

13. "TG93"サブリーダー本間氏の職場のボスである、原子力規制委員会委員長更田（ふけた）豊志氏は今年 9 月、311 大事故に置ける「避難」の正当化について、次のように述べました。

「福島第一原発事故でも、被ばくを避けることの重要さと、避けるための行為による害の重要さとを正しくはかりにかけるということに私たちは失敗したのです。例えば、双葉病院（大熊町）で 44 名の方が亡くなられたと言われているけれども、無茶な避難をする必要があるだけの被ばく量だったか。被ばく量と、被ばくによる危険性と、バランスにかけて行われるべきもので……」

これは、"TG93 Draft"発表に勢いを得て、当時の避難指示を批判したものでしょうか？

14. これは、現場の事実を考えずに頭の中で政策を決める「専門家」にありがちな、暴論の一つです。福島第一原発近くの双葉病院（大熊町）の重症患者たちは、次々と起こる爆発や深刻な放射能漏れの恐怖の中で、水も電気も食料も介護資材もないまま放置されていました。避難せずにどうやって生存できますか？ 約束された救護のバスも到着せず、丸 2 日近くも待っていたのです。なにを理由に「無茶な避難」だといえるのでしょうか。身体除染のアテンドが可能な福島県立医大を行き先として指示されず、長距離にわたるバス放浪の末、何の介助設備もない高等学校の体育館に収容され、さらに遠方

の病院に転送されて、「たらい回し」の末に多くの方々が命を失いました。そうした事実を無視して「避難の益と害を慎重に天秤にかけよ」などと、他人事のように語る態度に不快感を禁じ得ません。"TG93 Draft"が引用している Tanigawa et al(#54)各氏も、まったく同じ轍を踏んでいます。

15. ここで更田氏、谷川氏、そして"TG93 Draft"執筆の甲斐氏、本間氏など、みなさんに敢えて問います。

●あなた方は双葉病院(大熊町)の重症患者さんの「そのとき」、「益」と「害」とを定量的に天秤にかけていたのですか？

●評価ができる数値をあなた方はもっていたのですか？ もし原子力委員長近藤駿介氏が記した「最悪のシナリオ」が現実化したとすれば、あなた方の推定による「予測線量」は、いかほどだったのですか？ それは避難を必要としない線量だったのですか？ 避難をした場合の「回避線量」はどれほどで、「残存線量」はどれほどでしたか？ 具体的に数値をお示してください。

●被ばくをコントロールする立場にいる貴方がた専門家のみなさんが、事実に照らして御自分の当時の判断を検証することなしに、まるで床屋談義か傍目八目のように語ることは、決して許されないと思います。

16. 大地震、大火災、大水害……あらゆる巨大災害において、危険から逃れて安全を求めること、またその判断をすること。これらは一人ひとりの人間がもつ固有の生存権だと、私は信じます。「避難の権利」は何びとにも保障すべきです。この"TG93 Draft"は、それがまるで当局や専門家およびその同調者の専権事項であるかのように、書かれています。

17. ICRP が定めた公衆の線量限度「年に 1 ミリシーベルト」を守ることができない。そのように当局が公言しているところでは、親の責任として子どもを育てることはできません。親がそう判断するのは当然のことです。生存権としての自主的避難は、いかなる場合も尊重されなくてはなりません。しかるに今年 9 月、国の代理人は神聖なる法廷において、とんでもない暴言を発しました。

「自主的避難者の損害を認めることは、(年 20 ミリシーベルトまでの被ばくを甘受してその地に居住している) 住民の心情を害し、わが国の国土に対する不当な評価となるので容認できない」(9 月 17 日、東京高裁・原発被災者損害賠償群馬裁判)。

この"TG93 Draft"が指針化しようとしている ICRP の変節を、自分達への

お墨付きだと勘違いした法務省訟務検事が、加害被告である国の弁護にあたって、自主的避難者をあたかも「非国民」のように罵倒したのです。

## 《まとめ》

18. 自治体職員も、首長も、中央官僚も、大臣も、首相も、原発専門家も、放射線専門家も…誰もが十分な情報を得ることができず、誰も事態をコントロールできないのが、核巨大事故のリアルな実態です。そこでは、自分と家族の命を守ることは、究極的には市民一人ひとりの判断に託されます。

19. そのような緊急時に必要なことは、一人ひとりの判断に役立つ、正確な情報のできる限りの公開です。福島第一原発事故では、SPEEDIのような「分かっている情報」までもが、権力者の恣意的判断によって覆い隠されました。チェルノブイリでも同様です。

20. フクシマでは幸運にも、困難だった原子炉への注水が成功し、原子炉は暴走が止まり冷温停止となりました。最も恐れていた「最悪のシナリオ」、原発構内での急性症状（確定的影響）の大量発症は避けられました。しかし繰返します、これはあくまでも偶然の Good luck 幸運です。

21. そのかわりに、がんなどの晩発性症状（確率的影響）への対策は、安定ヨウ素剤配布不履行に見られるように、初期において無視、あるいはサボタージュされました。

22. 311 大事故から 8 年半経った今、そのツケでしょうか？ 若年者の甲状腺がんと原発事故との関連は、強引なやり方で打ち消されようとしています。甲状腺検査の縮小ないし中止までもが企図されています。

23. ICRP が、"TG93 Draft"から成案へと向かおうとしているのは、核発電所や核廃棄物再処理工場など、核事業所がこの世にある限りその過酷事故を避けることができない、という認識があるからでしょう。

24. 事故対策指針がどんなに立派に書かれても、核過酷事故のコントロールは不可能です。核暴走は人知を超えるものなのです。

25. 真の事故対策は、核廃絶、脱核、脱原発以外にありません。核国 (Nuclear country, draft#110) であることを、やめるべきです。

(以上 2019/10/25)